

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三の規定によって、平成二十五年年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成二十五年八月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 試験の日時

平成二十五年十月十一日（金） 午前十時から十二時まで

二 試験の場所

広島市中区基町一〇番五二号

広島県庁舎本館 六階講堂

三 試験の方法及び内容

試験は筆記によるものとし、次に掲げる事項について行う。

- 1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令を含む。）
- 2 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、粉碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）

四 受験資格

特になし

五 受験手続

1 受験願書用紙の請求先

広島県土木局技術企画課又は各広島県建設事務所（支所）にて配布するほか、受験者により印刷できるように広島県ホームページに掲載するものとする。

なお、郵便等で請求する場合は、八十円の郵便切手を貼った、宛先明記の返信用定形封筒を同封すること。

2 受験願書の受付期間

平成二十五年九月九日（月）から平成二十五年九月二十七日（金）まで（受付時間は午前八時三十分から午後五時十五分までとする。）

郵送等の場合は、平成二十五年九月二十七日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。

3 受験願書の提出先

広島県土木局技術企画課

4 受験願書の添付書類

(一) 整理票 一通

(二) 写真（手札型とし、受験願書提出前六か月以内に撮影した正面、無帽、上半身像のもの、その裏面に氏名及び年齢を記載したもの） 一枚

5 受験手数料

受験願書の定められた欄に、八千円に相当する額の広島県収入証紙を貼って納付する

こと。

広島県収入証紙には消印をしないこと。

なお、納付された手数料は、返還しない。

六 受験票の交付

不備のない受験願書及び添付書類を提出した者に対して、受験票を交付するものとする。

七 受験時の携行品

受験票及び筆記用具

八 合格者の発表

平成二十五年十一月五日（火）に広島県報に登載するとともに、広島県庁正面掲示場及び広島県ホームページに掲示して行うほか、合格者には文書で通知する。

九 その他

この試験についての問合せは、広島県土木局技術企画課（電話「〇八二二五二三 三八五三（ダイヤルイン）」にすること。